

議案第45号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月2日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

富士見市立市民総合体育館屋根崩落事故調査委員会条例の廃止に伴い、富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表35の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。